

2014★つどい・しいあい・つながろう★ センターまつり

今年のセンターまつりは来場者が多く、各コーナー共に一日中大盛況でした。特に子どもたちの参加が多く、楽しそうな声が最後まで響いていました。センターが地域に根付いてきているのを実感したまつりとなりました。来年は、いよいよ10周年です！多くの参加でさらに盛り上げましょう♪

【活動紹介ブース】

【ステージ発表】

【国際交流コーナー】



廿日市市公衆衛生推進協議会
紙すき体験



廿日市市人権擁護委員協議会
やさしい人権クイズ



混声合唱さくら



琴伝流大正琴 あゆみ



廿日市市国際交流協会



廿日市市町内会連合会
餅つき



宮園そは同好会
そば打ち実演販売



情報部
フォトコンテスト



スローピー



しゃぼん玉

【遊びコーナー】

情報部主催 第5回フォトコンテスト 入選作品発表

テーマは「元気」。元気あふれる16団体36作品の応募作品中から選ばれた上位5位までの作品を紹介します。



4位 「春よここの玉手箱」
楽あそびの玉手箱
広島友の会
寺本 光児 さん



5位 「中学女子駅伝大会」
青少年育成廿日市市民会議
高見 眞一 さん



1位 「大山」
平良地区コミュニティ
秋中 弘匡 さん



2位 「夏祭りの冷やしキュウリ売り」
四季が丘井戸端会議
吉村 伸也 さん



3位 「春よここの玉手箱 音楽教室で遊ぼう」
青少年夢プラン実行委員会
寺本 光児 さん

ネットワーク団体からの お知らせコーナー

第8回 廿日市市合唱祭

日時：5月18日(日)
場所：廿日市市文化ホールさくらびあ
開場：11:00
開演：11:30
出演：廿日市内 27団体
主催：廿日市市合唱連盟
問い合わせ：事務局 辰見
080-5621-1089
協力：廿日市市文化協会
※花束などのプレゼントはできるだけ遠慮ください。
※できるだけ公共交通機関でご来場ください。



さあはじめるよ！2014春のレク講習

日時：1回目-4月6日(日) / 2回目-4月20日(日)
※両日とも13:30~16:00 内容は異なります
場所：廿日市市市民活動センター 第1研修室
対象：興味の方はどなたでも
参加費：1回500円
主催：はつかいちレクリエーション
申込：郵送またはメールにて・3月28日(金)まで
〒738-0014 廿日市市住吉 2-2-16
廿日市市市民活動センター 305
メールアドレス：hatsukaichi-rec@hatnet.jp
HPアドレス：http://rec.hatnet.jp

掲載希望の方はセンター受付まで！
次回28号は6月末発行予定です。

お問い合わせ先 廿日市市市民活動センター
廿日市市住吉 2-2-16 ☎0829-32-3741 fax0829-32-3742
HPアドレス http://www.hatnet.jp/

ネットワーク現在の状況
(平成26年3月末現在)
登録団体 **180** 団体

さくらdeファミリー

登録団体代表者研修会の報告

2月14日、登録団体代表者研修会を行いました。はじめに中川センター所長から市民活動センターの概要説明、後半は池田尚氏(諫早市こどもの城館長)による講演会を行いました。

初めてだったこともあり、参加者は約50名と少なめでしたが、当センターの利用について再認識していただき、団体の交流を交えた研修会は、お互いの団体を知る機会にもなりました。26年度も行う予定ですので、ぜひご出席ください。

センターについて再確認



最後は皆さんで歌をうたいました

提案型連携事業の募集について

★連携事業実施の目的：市民活動センターに集う市民活動団体同士が連携し、事業や活動を通して、お互いに支え合うことで他の団体に興味を持ち、理解することによりそれぞれの得意分野を活かした、よりよい活動が展開されることを目的として実施します。

募集期間：平成26年4月1日(火)～平成26年5月31日(土)
応募方法：事業提案書を作成し、市民活動センター受付に提出(提案書は受付にあります)
審査・選考：平成26年6月12日(木) 19時～ 運営協議会にてプレゼンテーション
場所/市民活動センター 1階会議室

★その他詳しい内容につきましては、配布させていただいた応募の手引き、またはホームページをご覧ください。お問い合わせは、センター受付まで。

移動棚利用団体の募集について

移動棚(1階情報スペース内)に1団体分の空きができましたので、利用団体を募集します。

募集条件：現在移動棚を借りていない市民活動ネットワーク登録団体
利用期間：平成26年5月1日～平成27年3月31日(毎年度更新可)
使用料：1ヶ月100円(支払いは年度分一括払い)
申込期間：平成26年4月9日(水)まで
◆申込方法：応募用紙に記入して1階受付に提出してください。
◆申込多数の場合は抽選により決定し、1階ロビーに掲示します。

「まちづくり交流会inはつかいちvol.4」大盛況でした！

1月26日に開催、過去最高の約130人の参加がありました。市民スタッフ「チームはつかいち」が、昨年の8月からミーティングを重ねて企画し、「廿日市の“いいね”を知り、つながり合う」をテーマに、「はつかいちのイイもの」を紹介しあいました。初の試みとなったまちづくりカフェも大好評。参加者同士の交流を盛り上げてくれました。新たなつながりも生まれつつあり、次のステップにつながるきっかけにもなったようです。

※詳しくは、センター情報コーナーの報告だよりをご覧ください。



登録更新について

平成26年度更新書類を2月初旬に送付しましたが、まだ提出をされていない団体は、速やかに提出いただきますように、ご協力をお願いします。



おしえて!

廿日市市地域貢献活動保険



ポイント!!
安全対策をしっかり
しましょう!

パンフレットP3

パンフレットP1

1 廿日市市地域貢献活動保険とは

自主的に組織された市民活動団体の皆さんが安心して地域貢献活動を行うことができるよう、地域貢献活動中の思わぬ事故を対象とした保険制度です。
この保険の対象となるためには、廿日市市民活動ネットワークに登録することが必要です。登録料や、保険料の負担はありません。
登録には、団体の活動内容や目的がわかる規約、事業計画書などをご用意のうえ、市民活動センター内 協働推進課で手続きをしてください。
なお、市民活動ネットワークへの登録のみをもって、登録団体のすべての活動がこの保険の対象となるということではありません。

ポイント!!
登録団体でも、4人以下の団体は、対象となりません。

ポイント!!
ネットワーク登録が条件です。
(別途登録料、保険料不要!)

みなさんが安心して
地域貢献活動を行うことができるよう
保険制度があることをご存知ですか?
今回は、パンフレットからピックアップして、
ポイントを紹介します!

パンフレットは、平成26年度市民活動ネットワーク登録更新書類と一緒にみなさんにお送りしています。
また、市民活動センター、各支所、市民センターにも置いてあります。

ご心配な点がありましたら、活動する前にご相談
ください!

協働推進課 (市民活動センター1階)
TEL: 0829-32-3810



パンフレットP2

パンフレットP1

2 保険の対象となる地域貢献活動とは

次の要件をすべて満たす活動です。

- 5人以上で自主的に構成された団体の活動
- 無報酬 (交通費等実費の支給等を除きます) の活動
- 継続的・計画的に実施されている活動
- 公益性のある活動
※ 公益性とは、地域住民やその他の社会の利益を目的とした活動で、会員の楽しみや趣味のサークル活動は対象となりません。
- 廿日市内における活動
※ 保険の適用範囲には、準備活動、活動の往復経路も含まれます。

ポイント!!
傷害保険のみ対象です。
賠償責任保険は対象となりません。

◆保険の対象となる主な活動の例と保険の対象者は次のとおりです。

対象となる地域貢献活動の例	対象者
① 清掃活動、資源回収活動など、環境美化・リサイクル活動 ② 子育ての支援や高齢者のつどいなど、地域福祉活動 ③ 防犯パトロール、交通安全立哨、子どもの見守り活動など、安心安全活動 ④ 防災訓練、啓発活動などの平常時における自主防災活動 ⑤ 災害復旧活動 (2次災害の危険性がなくと市が認めたときに限る)	無報酬の活動者。 ※ 活動者とは、運営スタッフ、指導者及び活動者とともに直接、地域貢献活動をする者をいいます

ポイント!!
・廿日市市外に住んでいる人でも対象です。
・イベントの材料調達に市外へ出向いた際の事故など、準備活動場所が廿日市市外の場合は、対象となりません。

ポイント!!
競技者や観覧者など、参加者の事故は対象となりません。

ポイント!!
通院期間が3日までの場合は、対象となりません。

3 保険の内容

市が保険会社と契約し、保険料を負担しています。なお、保険金の認定・支払いは保険会社が行います。

② 傷害保険

地域貢献活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故 (日射病、熱中症 (熱射病) 及び病原性大腸菌群O-157などの細菌性食中毒も含まれます。) によって、活動者が死亡・負傷した場合に支払われる保険金です。

区分	保険金額	内容	事故の例
死亡	1名 500万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に死亡した場合	河川清掃活動中に、誤って橋から転落して死亡した。
後遺障害	最高 500万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	森林の清掃ボランティア活動中に草刈り機で誤って指を切断した。
入院	1日 3,000円	傷害事故を原因として入院または通院を要することとなった場合	地域で防犯マップをつくるため、夜間に現地調査中、転倒、骨折して治療のため入院した。
通院 (4日以内対象)	1日 2,000円 (通院90日を限度)		
手術	入院保険金の10~40倍 (1回を限度)	傷害事故を原因として入院し、入院保険金が支払われる場合で、そのケガのために手術を受けた場合	子どもの見回りパトロール中、階段を踏み外して転倒、複雑骨折して、治療のため入院、手術を受けた。

注意1) むち打ち症、腰痛で、医学的他覚所見のないもの (医師が視診、触診、画像診断などによって傷害を裏付けることができないもの) は対象となりません。

注意2) チェーンソー使用による事故も対象となります。(平成26年5月1日から適用予定) ただし、未経験者や初心者による使用、夜間、悪天候時における使用などにより起こした事故は傷害保険が適用されない場合があります。

6 事故を未然に防ぐために

万一のための保険があるとはいえ、事故が起らないようにすることが一番大切です。活動計画を立てるとき、実施するときには安全対策も考慮しましょう。

- また、活動者は自分の体力を過信することなく、無理のない活動を心がけましょう。
- ① 活動者の役割は、体力などを考慮して分担しましょう。
 - ② スケジュールには十分な余裕を持ちましょう。
 - ③ 活動場所に危険な箇所がある場合、事故防止対策を考慮しましょう。
 - ④ 活動前に事故防止の注意を呼びかけましょう。

5 地域貢献活動保険 Q&A

Q	A
自治会・町内会での清掃活動のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒してケガをしました。この場合は対象となりますか。	自宅と活動場所の一般的な通常の経路の往復中に活動者自身がケガをし、あらかじめその行動が事業計画や名簿などで証明できる場合は、 傷害保険の対象となります。 ただし、往復中に他人にケガをさせた場合は 賠償責任保険の対象となりません。 地区コミュニティ推進団体などの地域住民自治組織が主催する運動会であれば対象となります。 この場合以外のスポーツ活動では、指導、準備、片づけなど運営スタッフの事故は対象となりますが、競技者、観覧者などは対象となりません。 賠償責任保険の対象となります。 また、平成26年5月からチェーンソー使用による事故も対象となります。
地区コミュニティ推進団体主催の運動会の競技中に転倒し、ケガをしました。この場合は対象となりますか。	賠償責任保険の対象となりません。
市民活動団体が、団体の活動で地域の清掃奉仕活動のため、草刈り機を使用中、草刈り機が石をはねて駐車中の他人の自動車にキズをつけました。この場合は対象となりますか。	賠償責任保険の対象となります。
高齢者の配食サービスのために作ったお弁当が、O-157に感染し、食中毒をおこしました。その場合は対象となりますか。	配食サービスを受けた高齢者に対しては 賠償責任保険 、お弁当を作ったボランティア (活動者) がそのお弁当を食べて発症した場合は 傷害保険の対象となります。

パンフレットP3

ポイント!!
活動中の事故で多いのが、**傷害事故**です。
傷害保険のほか、賠償責任保険もあります。
詳しくはパンフレット (P2①) をご覧ください。

ポイント!!
よくある事例を紹介しています。ただし、ケースバイケースなので、不安な場合は、事前にご相談ください。

ポイント!!
チェーンソーの使用による事故も対象となります。

平成25年度は市の予算から保険料として、約114万円が支出され、事故件数3件 (平成26年2月末現在) だったんだって!

市は私たちの市民活動を応援してくれているんだね!

